## 介護老人保健施設 西寿 通所リハビリテーション 料金表

## 1割負担

◆通所リハビリテーション(09:40~16:10)

(R6.4.1より)

#### ① 1回あたりの介護保険一部負担金(6~7時間の通所利用)

(6~7時間利用)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護保険一部負担金	830円	980円	1,128円	1,305円	1,477円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目	料金	費目	料金
サービス提供体制強化加算(I)	24円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	15円~
介護職員処遇改善加算(I)	35円	介護職員等ベースアップ等支援加算	8円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 食費

600円 /1食 おやつ 100円 /1日

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円、教養娯楽費50円) 合計(100円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算

※選択的なサービスです。備考の条件を満たす場合加算されます。

************************************	料金	備考
須 口	村 玉	佣石
入浴介助加算(I)	43円	入浴サービスを利用された場合。
科学的介護推進体制加算(I)	43円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
栄養改善加算	211円	低栄養状態の改善を目的として、個別での食事相談など、栄養管理を行った場合。(2回/ 月まで)
栄養アセスメント加算	53円	多職種で栄養アセスメントを行い利用者や家族に説明し、LIFEに情報提出している場合。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以内)	626円	日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション計画を作成し、PT・OTによる説明・ 利用者による同意を得て、利用者の状態の変化に応じた計画の見直し・情報の提供を行っ ている場合。(1回/月まで)
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以上)	288円	上に同じ(1回/月まで) (6ヶ月超)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	169円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期的な評価を行った場合。(2回/月まで)(LIFE活用)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	116円	退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間で個別・集中的にリハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	254円	退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合(2日/週まで)
リハビリテーション提供体制加算(4)	26円	リハビリーテーション専門職の配置が、人員基準より手厚い体制となっている。
若年性認知症利用者受入加算	64円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
重度療養管理加算	106円	要介護度3・4・5の利用者に、別に厚生労働大臣が定める状態(常時頻回な喀痰吸引・経管栄養・気管切開など)のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎減算	-50円	事業所が送迎を行わない場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

(6~7時間利用)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1回あたりの利用料	1,630円	1,780円	1,928円	2,105円	2,277円

## 介護老人保健施設。西寿

通所リハビリテーション(短時間型) 料金表

◆通所リハビリテーション(09:40~13:00)

(R6.4.1より)

1割負扣

#### ① 1回あたりの介護保険一部負担金(2~3時間または3~4時間の通所利用)

介護保険一部負担金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
(2~3時間利用)	453円	517円	583円	648円	714円
(3~4時間利用)	570円	660円	746円	860円	972円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目	料金	費目	料金
サービス提供体制強化加算(I)	24円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	8円~
介護職員処遇改善加算(I)	18円	介護職員等ベースアップ等支援加算	4円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 食費

600円 /1食

#### ③ 日常生活用品代 (身の回り品50円)

合計(50円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。 ※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算

※選択的なサービスです。備考の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
入浴介助加算(I)	43円	入浴サービスを利用された場合。
科学的介護推進体制加算(I)	43円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
栄養改善加算	211円	低栄養状態の改善を目的として、個別での食事相談など、栄養管理を行った場合(2回/ 月まで)
栄養アセスメント加算	53円	多職種で栄養アセスメントを行い利用者や家族に説明し、LIFEに情報提出している場合。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有 する。
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以内)	626円	日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション計画を作成し、PT・OTによる説明・ 利用者による同意を得て、利用者の状態の変化に応じた計画の見直し・情報の提供を 行っている場合。(1回/月まで)
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以上)	288円	上に同じ(1回/月まで) (6ヶ月超)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	169円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期的な評価を行った場合。(2回/月まで)(LIFE活用)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	116円	退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間で個別・集中的にリハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	254円	退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合(2日/週まで)
リハビリテーション提供体制加算(4)	26円	リハビリーテーション専門職の配置が、人員基準より手厚い体制となっている。
若年性認知症利用者受入加算	64円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
重度療養管理加算	106円	要介護度3・4・5の利用者に、別に厚生労働大臣が定める状態(常時頻回な喀痰吸引・経管栄養・気管切開など)のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎減算	-50円	事業所が送迎を行わない場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

	1回あたりの利用料	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
ſ	(2~3時間利用)	1,103円	1,167円	1,233円	1,298円	1,364円
ſ	(3~4時間利用)	1,220円	1,310円	1,396円	1,510円	1,622円

## 1割負担

◆介護予防通所リハビリテーション(09:40~16:10)

(R6.4.1より)

1月あたりの標準的な介護予防通所リハビリテーション利用料金(下記①②③の合計)

① 介護保険一部負担金 ※1ヶ月定額です。

(6~7時間利用)	要支援1	要支援2
介護保険一部負担金	2,431円	4,743円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目		料金	費目		料金
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1 要支援2	93円 186円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	要支援1 要支援2	45円~ 88円~
↑ 介護職員処遇改善加算(I)	要支援1	106円~	┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	要支援1	23円~
月護職員処題以普加昇(1)	要支援2	207円~	が一人がプラスな加昇	要支援2	44円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

※介護保険一部負担金は月額定額ですが、食費・日常生活用品代(下記、料金表の②、③)は利用された回数に応じ加算されます。

#### ② 食費

600円 /1食 おやつ 100円 /1日

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円、教養娯楽費50円) 合計(100円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算 ※1ヶ月定額です。

※選択的なサービスです。備考の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
運動器機能向上加算 ※1	238円	理学療法士等により、運動機能向上計画を作成し、適切なサービスを実施し、定期的な評価等を行った場合。
栄養改善加算 ※2	211円	低栄養状態の改善を目的として栄養ケア計画を作成し、定期的な評価等を実施した場合。
口腔機能向上加算 I ※3	159円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期 的な評価を行った場合。
□腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。
若年性認知症利用者受入加算	254円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
科学的介護推進体制加算 I	43円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
予防通所リハ12月超減算21	-22円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
予防通所リハ12月超減算22	-43円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
選択的サービス複数実施加算I	507円	上記(※1)~(※3)の加算のうち、二つを実施している場合、それらの加算に代わって算定。
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	739円	上記(※1)~(※3)の加算の三つ全てを実施している場合、それらの加算に代わって 算定。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

## 1割負担

◆介護予防通所リハビリテーション(09:40~13:00)

(R6.4.1より)

1月あたりの標準的な介護予防通所リハビリテーション利用料金(下記①②③の合計)

① 介護保険一部負担金 ※1ヶ月定額です。

(2~3時間利用) (3~4時間利用)	要支援1	要支援2
介護保険一部負担金	2,431円	4,743円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目		料金	費目		料金
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1 要支援2	93円 186円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	要支援1 要支援2	45円~ 88円~
<u> </u>		106円~	A 5H mills II lists a second of the second o		23円~
介護職員処遇改善加算(I)	要支援2	207円~	介護職員等ベースアップ等支援加算-	要支援2	44円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

※介護保険一部負担金は月額定額ですが、食費・日常生活用品代(下記、料金表の②、③)は利用された回数に応じ加算されます。

#### ② 食費

600円 /1食

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円)

合計(50円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。 ※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算 ※1ヶ月定額です。

※選択的なサービスです、備者の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
運動器機能向上加算 ※1	238円	理学療法士等により、運動機能向上計画を作成し、適切なサービスを実施し、定期的な評価等を行った場合。
栄養改善加算 ※2	211円	低栄養状態の改善を目的として栄養ケア計画を作成し、定期的な評価等を実施した場合。
口腔機能向上加算 I ※3	159円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期 的な評価を行った場合。
□腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。
若年性認知症利用者受入加算	254円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
科学的介護推進体制加算 I	43円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
予防通所リハ12月超減算21	-22円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
予防通所リハ12月超減算22	-43円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
選択的サービス複数実施加算I	507円	上記(※1)~(※3)の加算のうち、二つを実施している場合、それらの加算に代わって算定。
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	739円	上記(※1)~(※3)の加算の三つ全てを実施している場合、それらの加算に代わって算定。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

## 介護老人保健施設 西寿 通所リハビリテーション 料金表

## 2割負担

◆通所リハビリテーション(09:40~16:10)

(R6.4.1より)

#### ① 1回あたりの介護保険一部負担金(6~7時間の通所利用)

	(6~7時間利用)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
ĺ	介護保険一部負担金	1,659円	1,960円	2,256円	2,610円	2,954円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目	料金	費目	料金
サービス提供体制強化加算(I)	47円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	30円~
介護職員処遇改善加算(I)	70円	介護職員等ベースアップ等支援加算	15円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 食費

600円 /1食 おやつ 100円 /1日

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円、教養娯楽費50円) 合計(100円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算

※選択的なサービスです。備考の条件を満たす場合加算されます。

(選択的なり一と人とり。備号の条件を個だり場合加昇されまり。 費目 料金 備考					
料金	備考				
85円	入浴サービスを利用された場合。				
85円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合				
422円	低栄養状態の改善を目的として、個別での食事相談など、栄養管理を行った場合。(2回/ 月まで)				
106円	多職種で栄養アセスメントを行い利用者や家族に説明し、LIFEに情報提出している場合。				
11円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。				
1,252円	日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション計画を作成し、PT・OTによる説明・ 利用者による同意を得て、利用者の状態の変化に応じた計画の見直し・情報の提供を行っ ている場合。(1回/月まで)				
576円	上に同じ(1回/月まで) (6ヶ月超)				
338円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期的な評価を行った場合。(2回/月まで)(LIFE活用)				
232円	退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間で個別・集中的にリハビリテーションを行った場合。				
507円	退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合(2日/週まで)				
51円	リハビリーテーション専門職の配置が、人員基準より手厚い体制となっている。				
127円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。				
211円	要介護度3・4・5の利用者に、別に厚生労働大臣が定める状態(常時頻回な喀痰吸引・経管栄養・気管切開など)のいずれかの医学的管理を行った場合。				
-99円	事業所が送迎を行わない場合。				
	85円 85円 422円 106円 11円 1,252円 576円 338円 232円 507円 51円 127円 211円				

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

(6~7時間利用)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1回あたりの利用料	2,459円	2,760円	3,056円	3,410円	3,754円

## 介護老人保健施設 西寿

通所リハビリテーション(短時間型) 料金表

◆通所リハビリテーション(09:40~13:00)

(R6.4.1より)

2割負扣

#### ① 1回あたりの介護保険一部負担金(2~3時間または3~4時間の通所利用)

介護保険一部負担金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
(2~3時間利用)	905円	1,034円	1,165円	1,296円	1,427円
(3~4時間利用)	1,140円	1,319円	1,492円	1,720円	1,944円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目	料金	] [	費目	料金
サービス提供体制強化加算(I)	47円		介護職員等特定処遇改善加算(I)	15円~
介護職員処遇改善加算(I)	36円		介護職員等ベースアップ等支援加算	7円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 食費

600円 /1食

#### ③ 日常生活用品代 (身の回り品50円)

合計(50円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算

※選択的なサービスです。備考の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	たり場合が昇されたり。 備考
入浴介助加算(I)	85円	入浴サービスを利用された場合。
科学的介護推進体制加算(I)	85円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
栄養改善加算	422円	低栄養状態の改善を目的として、個別での食事相談など、栄養管理を行った場合(2回/ 月まで)
栄養アセスメント加算	106円	多職種で栄養アセスメントを行い利用者や家族に説明し、LIFEに情報提出している場合。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	11円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有 する。
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以内)	1,252円	日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション計画を作成し、PT・OTによる説明・ 利用者による同意を得て、利用者の状態の変化に応じた計画の見直し・情報の提供を 行っている場合。(1回/月まで)
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以上)	576円	上に同じ(1回/月まで) (6ヶ月超)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	338円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期的な評価を行った場合。(2回/月まで)(LIFE活用)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	232円	退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間で個別・集中的にリハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	507円	退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合(2日/週まで)
リハビリテーション提供体制加算(4)	51円	リハビリーテーション専門職の配置が、人員基準より手厚い体制となっている。
若年性認知症利用者受入加算	127円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
重度療養管理加算	211円	要介護度3・4・5の利用者に、別に厚生労働大臣が定める状態(常時頻回な喀痰吸引・経管栄養・気管切開など)のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎減算	-99円	事業所が送迎を行わない場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

1回あたりの利用料	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
(2~3時間利用)	1,555円	1,684円	1,815円	1,946円	2,077円
(3~4時間利用)	1,790円	1,969円	2,142円	2,370円	2,594円

## 2割負担

◆介護予防通所リハビリテーション(09:40~16:10)

(R6.4.1より)

1月あたりの標準的な介護予防通所リハビリテーション利用料金(下記①②③の合計)

① 介護保険一部負担金 ※1ヶ月定額です。

(6~7時間利用)	要支援1	要支援2
介護保険一部負担金	4,862円	9,485円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目		料金	費目		料金
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1 要支援2	186円 372円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	要支援1 要支援2	89円~ 175円~
↑ ↑護職員処遇改善加算(I)	要支援1	211円~	介護職員等ベースアップ等支援加算	要支援1	45円~
刀 護城貝处西以普加昇(1)	要支援2	414円~	月 曖昧良守、 ハグノ 寺又坂加昇	要支援2	87円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

※介護保険一部負担金は月額定額ですが、食費・日常生活用品代(下記、料金表の②、③)は利用された回数に応じ加算されます。

#### ② 食費

600円 /1食 おやつ 100円 /1日

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円、教養娯楽費50円) 合計(100円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算 ※1ヶ月定額です。

※選択的なサービスです。備考の条件を満たす場合加算されます。

	v//NII と1両/	
費目	料金	備考
運動器機能向上加算 ※1	475円	理学療法士等により、運動機能向上計画を作成し、適切なサービスを実施し、定期的な評価等を行った場合。
栄養改善加算 ※2	422円	低栄養状態の改善を目的として栄養ケア計画を作成し、定期的な評価等を実施した場合。
口腔機能向上加算 I ※3	317円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期 的な評価を行った場合。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	11円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。
若年性認知症利用者受入加算	507円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
科学的介護推進体制加算I	85円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
予防通所リハ12月超減算21	-43円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
予防通所リハ12月超減算22	-85円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
選択的サービス複数実施加算I	1,013円	上記(※1)~(※3)の加算のうち、二つを実施している場合、それらの加算に代わって算定。
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	1,477円	上記(※1)~(※3)の加算の三つ全てを実施している場合、それらの加算に代わって 算定。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

## 2割負担

◆介護予防通所リハビリテーション(09:40~13:00)

(R6.4.1より)

1月あたりの標準的な介護予防通所リハビリテーション利用料金(下記①②③の合計)

#### ① 介護保険一部負担金 ※1ヶ月定額です。

(2~3時間利用) (3~4時間利用)	要支援1	要支援2	
介護保険一部負担金	4,862円	9,485円	

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目		料金	費目		料金
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	186円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	要支援1	89円~
	要支援2	372円		要支援2	175円~
介護職員処遇改善加算(I)	要支援1	211円~	介護職員等ベースアップ等支援加算	要支援1	45円~
	要支援2	414円~		要支援2	87円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

※介護保険一部負担金は月額定額ですが、食費・日常生活用品代(下記、料金表の②、③)は利用された回数に応じ加算されます。

#### ② 食費

600円 /1食

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円)

合計(50円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。 ※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算 ※1ヶ月定額です。

※選択的なサービスです、備者の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考				
運動器機能向上加算 ※1	475円	理学療法士等により、運動機能向上計画を作成し、適切なサービスを実施し、定期的な評価等を行った場合。				
栄養改善加算 ※2	422円	低栄養状態の改善を目的として栄養ケア計画を作成し、定期的な評価等を実施した場合。				
口腔機能向上加算 I ※3	317円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期 的な評価を行った場合。				
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	11円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。				
若年性認知症利用者受入加算	507円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。				
科学的介護推進体制加算 I	85円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合				
予防通所リハ12月超減算21	-43円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合				
予防通所リハ12月超減算22	-85円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合				
選択的サービス複数実施加算I	1,013円	上記(※1)~(※3)の加算のうち、二つを実施している場合、それらの加算に代わって算定。				
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	1,477円	上記(※1)~(※3)の加算の三つ全てを実施している場合、それらの加算に代わって 算定。				

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

## 介護老人保健施設 西寿 通所リハビリテーション 料金表

## 3割負担

◆通所リハビリテーション(09:40~16:10)

(R6.4.1より)

#### ① 1回あたりの介護保険一部負担金(6~7時間の通所利用)

(6~7時間利用)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
介護保険一部負担金	2,488円	2,940円	3,384円	3,915円	4,431円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目	料金	費目	料金
サービス提供体制強化加算(I)	70円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	45円~
介護職員処遇改善加算(I)	105円	介護職員等ベースアップ等支援加算	22円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

#### ② 食費

600円 /1食 おやつ 100円 /1日

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円、教養娯楽費50円) 合計(100円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算

※選択的なサービスです。備考の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
入浴介助加算(I)	127円	入浴サービスを利用された場合。
科学的介護推進体制加算(I)	127円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
栄養改善加算	633円	低栄養状態の改善を目的として、個別での食事相談など、栄養管理を行った場合。(2回/ 月まで)
栄養アセスメント加算	159円	多職種で栄養アセスメントを行い利用者や家族に説明し、LIFEに情報提出している場合。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	16円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以内)	1,877円	日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション計画を作成し、PT・OTによる説明・ 利用者による同意を得て、利用者の状態の変化に応じた計画の見直し・情報の提供を行っ ている場合。(1回/月まで)
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以上)	864円	上に同じ(1回/月まで) (6ヶ月超)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	507円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期的な評価を行った場合。(2回/月まで)(LIFE活用)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	348円	退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間で個別・集中的にリハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	760円	退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合(2日/週まで)
リハビリテーション提供体制加算(4)	76円	リハビリーテーション専門職の配置が、人員基準より手厚い体制となっている。
若年性認知症利用者受入加算	190円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
重度療養管理加算	317円	要介護度3・4・5の利用者に、別に厚生労働大臣が定める状態(常時頻回な喀痰吸引・経管栄養・気管切開など)のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎減算	-149円	事業所が送迎を行わない場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

(6~7時間利用)	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1回あたりの利用料	3,288円	3,740円	4,184円	4,715円	5,231円

## 介護老人保健施設 西寿

通所リハビリテーション(短時間型) 料金表

▶ 通所リハビリテーション(09:40~13:00)

(R6.4.1より)

3割負扣

#### ① 1回あたりの介護保険一部負担金(2~3時間または3~4時間の通所利用)

介護保険一部負担金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
(2~3時間利用)	1,358円	1,551円	1,747円	1,944円	2,140円
(3~4時間利用)	1,710円	1,978円	2,238円	2,580円	2,915円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目	料金	費目	料金
サービス提供体制強化加算(I)	70円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	22円~
介護職員処遇改善加算(I)	54円	介護職員等ベースアップ等支援加算	10円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・ 各人によって異なります。)

#### ② 食費

600円 /1食

#### ③ 日常生活用品代 (身の回り品50円)

合計(50円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、 ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液) など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算

※選択的なサービスです、備者の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
入浴介助加算(I)	127円	入浴サービスを利用された場合。
科学的介護推進体制加算(I)	127円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
栄養改善加算	633円	低栄養状態の改善を目的として、個別での食事相談など、栄養管理を行った場合(2回/ 月まで)
栄養アセスメント加算	159円	多職種で栄養アセスメントを行い利用者や家族に説明し、LIFEに情報提出している場合。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	16円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以内)	1,877円	日常生活能力の維持・向上に資するリハビリテーション計画を作成し、PT・OTによる説明・ 利用者による同意を得て、利用者の状態の変化に応じた計画の見直し・情報の提供を 行っている場合。(1回/月まで)
リハビリテーションマネジメント加算 Aロ(6ヶ月以上)	864円	上に同じ(1回/月まで) (6ヶ月超)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	507円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期的な評価を行った場合。(2回/月まで)(LIFE活用)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	348円	退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間で個別・集中的にリハビリテーションを行った場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	760円	退院(所)日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合(2日/週まで)
リハビリテーション提供体制加算(4)	76円	リハビリーテーション専門職の配置が、人員基準より手厚い体制となっている。
若年性認知症利用者受入加算	190円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
重度療養管理加算	317円	要介護度3・4・5の利用者に、別に厚生労働大臣が定める状態(常時頻回な喀痰吸引・経管栄養・気管切開など)のいずれかの医学的管理を行った場合。
送迎減算	-149円	事業所が送迎を行わない場合。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

※請求書の郵送をご希望の場合は、郵送料として、切手代をご負担いただきます。

1回あたりの利用料	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
(2~3時間利用)	2,008円	2,201円	2,397円	2,594円	2,790円
(3~4時間利用)	2,360円	2,628円	2,888円	3,230円	3,565円

## 3割負担

◆介護予防通所リハビリテーション(09:40~16:10)

(R6.4.1より)

1月あたりの標準的な介護予防通所リハビリテーション利用料金(下記①②③の合計)

① 介護保険一部負担金 ※1ヶ月定額です。

(6~7時間利用)	要支援1	要支援2
介護保険一部負担金	7,293円	14,227円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

費目		料金	費目		料金
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	279円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	要支援1	133円~
	要支援2	557円		要支援2	263円~
介護職員処遇改善加算(I)	要支援1	317円~	介護職員等ベースアップ等支援加算	要支援1	67円~
	要支援2	621円~		要支援2	130円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

※介護保険一部負担金は月額定額ですが、食費・日常生活用品代(下記、料金表の②、③)は利用された回数に応じ加算されます。

#### ② 食費

600円 /1食 おやつ 100円 /1日

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円、教養娯楽費50円) 合計(100円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)などのほか、教養娯楽費として、レクリエーション材料費(折り紙、画用紙、色鉛筆、模造紙、風船等)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。

※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算 ※1ヶ月定額です。

※選択的なサービスです。備考の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
運動器機能向上加算 ※1	712円	理学療法士等により、運動機能向上計画を作成し、適切なサービスを実施し、定期的な評価等を行った場合。
栄養改善加算 ※2	633円	低栄養状態の改善を目的として栄養ケア計画を作成し、定期的な評価等を実施した場合。
口腔機能向上加算 I ※3	475円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期 的な評価を行った場合。
□腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	16円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。
若年性認知症利用者受入加算	760円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
科学的介護推進体制加算 I	127円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
予防通所リハ12月超減算21	-64円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
予防通所リハ12月超減算22	-127円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
選択的サービス複数実施加算I	1,520円	上記(※1)~(※3)の加算のうち、二つを実施している場合、それらの加算に代わって算定。
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	2,216円	上記(※1)~(※3)の加算の三つ全てを実施している場合、それらの加算に代わって算定。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。

## 3割負担

◆介護予防通所リハビリテーション(09:40~13:00)

(R6.4.1より)

1月あたりの標準的な介護予防通所リハビリテーション利用料金(下記①②③の合計)

① 介護保険一部負担金 ※1ヶ月定額です。

(2~3時間利用) (3~4時間利用)	要支援1	要支援2
介護保険一部負担金	7,293円	14,227円

※上記料金には以下の加算が含まれます。介護職員処遇改善加算・特定処遇加算により、若干の誤差が生じる場合が有ります。

が上記行並には然下が加昇が自然であり。才段城員だ過失百加昇 下ただ過加昇により、右下が快差が上で3%目が下りより。					
費目		料金	費目		料金
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	279円	介護職員等特定処遇改善加算(I)	要支援1	133円~
	要支援2	557円		要支援2	263円~
介護職員処遇改善加算(I)	要支援1	317円~	介護職員等ベースアップ等支援加算	要支援1	67円~
	要支援2	621円~		要支援2	130円~

(処遇改善加算及び特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、①+④より当該加算を除いた金額の4.7%、2%、1%が加算されますので、各月・各人によって異なります。)

※介護保険一部負担金は月額定額ですが、食費・日常生活用品代(下記、料金表の②、③)は利用された回数に応じ加算されます。

#### ② 食費

600円 /1食

③ 日常生活用品代 (身の回り品50円)

合計(50円/1日)

利用者様のご希望により選択の上、身の回り品(シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ビニール袋、ボディソープ、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、義歯入れ、ハンドソープ、化粧水、乳液)など、施設で必要なものの費用としてお支払い頂きます。 ※初回ご利用時に入浴袋とタオル(1枚)をお渡ししております。

#### ④ その他加算 ※1ヶ月定額です。

※選択的なサービスです、備者の条件を満たす場合加算されます。

費目	料金	備考
運動器機能向上加算 ※1	712円	理学療法士等により、運動機能向上計画を作成し、適切なサービスを実施し、定期的な評価等を行った場合。
栄養改善加算 ※2	633円	低栄養状態の改善を目的として栄養ケア計画を作成し、定期的な評価等を実施した場合。
口腔機能向上加算 I ※3	475円	口腔機能の向上を目的として、口腔機能改善計画を作成し、サービスの実施、定期 的な評価を行った場合。
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	16円	介護職員等が口腔・栄養スクリーニングを実施し、介護支援専門員に情報を文書で共有する。
若年性認知症利用者受入加算	760円	若年性認知症の利用者を受け入れてサービス提供を行った場合。
科学的介護推進体制加算 I	127円	利用者に関わる基本的な情報を厚生労働省に提供した場合
予防通所リハ12月超減算21	-64円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
予防通所リハ12月超減算22	-127円	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間利用した場合
選択的サービス複数実施加算I	1,520円	上記(※1)~(※3)の加算のうち、二つを実施している場合、それらの加算に代わって算定。
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	2,216円	上記(※1)~(※3)の加算の三つ全てを実施している場合、それらの加算に代わって 算定。

(備考が分かりにくい場合、説明が欲しい場合は、事務員までお尋ねください)

#### ⑤ その他利用料(実費利用料)

理容代(1,500円)、手芸・工作物等の材料、オムツ代、

証明書・診断書・情報開示における謄写等の費用、小旅行や観劇等にかかる費用、

講師を招いて実施する特別な行事に参加を希望された場合の参加費。